

令和 8 年度八千代市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 7 月 3 1 日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、令和 8 年度において市が障害者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、市が発注可能な物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく次のアからオまでに掲げる事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護，就労移行支援，就労継続支援を行うものに限る。）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 2 5 年政令第 2 2 号）に基づく次のア及びイに掲げる事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次の①から③までの要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
 - ① 障害者の雇用数が 5 人以上であること。
 - ② 障害者の割合が従業員の 2 0 % 以上であること。
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者，知的障害者及び精神障害者の割合が 3 0 % 以上であること。
- (4) 障害者雇用促進法に基づく次のア及びイに掲げる在宅就業障害者及び在宅支援団体
 - ア 自宅等において物品の製造，役務の提供等の業務を自ら行う在宅就業障害者
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う在宅支援団体

4 調達の対象となる物品等

この方針による調達の対象となる物品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品 農作物類（野菜、草花等）、その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務 印刷、施設の清掃、花壇の整備、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標額

令和8年度の調達目標額は、過去の調達実績額等を考慮し、2,834,000円に設定する。

6 障害者就労施設等への情報提供

物品等の調達に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障害者就労施設等へ提供する。

7 調達の推進方法

健康福祉部障害者支援課は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、前項までに定めるもののほか、市内中小企業や八千代市シルバー人材センターへの配慮に留意しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 庁内への情報提供

障害者就労施設等から供給が可能な物品等の情報を収集し、当該物品等の調達を予定している部署にその情報を提供する。

(2) 随意契約の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約の積極的な活用を各部署に依頼する。

(3) 発注方法等の考慮

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、発注方法、履行期間、発注量などの考慮を各部署に依頼する。

8 調達の方針及び調達実績の公表

健康福祉部障害者支援課は、次に掲げる方法により、調達方針及び調達実績を公表する。

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後、市ホームページ等により、速やかに公表する。